

## 一宮市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市が公用車にドライブレコーダーを設置するにあたり、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、交通事故等における責任の明確化及び処理の迅速化、並びに録画機能を活用した動く防犯カメラとして地域防犯に寄与するため、その管理運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) **ドライブレコーダー** 本市の公用車に設置された、映像、音声及び運行情報を記録する機器をいう。
- (2) **データ** ドライブレコーダーにより記録された映像、音声及び運行情報(電磁的記録媒体に記録した情報を含む。)をいう。
- (3) **電磁的記録媒体** 映像、音声及び運行情報を電磁的方法で記録ができるハードディスク、メモリーカード等の媒体をいう。
- (4) **協定書** 一宮市長と一宮警察署長との間で平成30年2月22日付けで結ばれた犯罪、交通事故等に係るドライブレコーダーの映像提供に関する協定書をいう。

(設置の公表)

**第3条** ドライブレコーダーの設置については、一宮市ウェブサイト等で設置及び利用目的を公表するものとし、設置する車両の外部については側面又は背面に、内部については運転者から見やすい位置に、ドライブレコーダーが設置されていることを表示するものとする。

(管理体制)

**第4条** ドライブレコーダー及びデータの管理運用を適正に行うため、別表のとおり総括管理責任者及び管理責任者を置く。

2 管理責任者は、ドライブレコーダー及びデータの操作にあたっては操作担当者を定めるものとし、操作担当者以外に操作させてはならない。

(総括管理責任者の責務)

**第5条** 総括管理責任者は、管理責任者及び操作担当者を指揮監督し、ドライブレコーダー及びデータの適正管理を行う。

(管理責任者の責務)

**第6条** 管理責任者は、所管する車両について、次に掲げる職務を行う。

- (1) ドライブレコーダー及びデータを管理すること。
- (2) 管理する車両の運転者に対し、その運転中においてドライブレコーダーにて、映像、音声及び運行情報を常時記録させること。
- (3) 交通事故及びトラブル等が発生した場合、速やかに記録を確認するとともに、そのデータを総括管理責任者へ提出すること。
- (4) 第11条の規定に基づきデータを外部に提供すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、総括管理責任者からデータの提出を求められた場合に、

データを総括管理責任者へ提出すること。

(操作担当者の責務)

**第7条** 操作担当者は、総括管理責任者又は管理責任者の指示により、データの確認及び複写を行うこと。

(データの保存期限)

**第8条** データの保存期限は、原則として、電磁的記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、総括管理責任者又は管理責任者が指定するパーソナルコンピューターへ操作担当者がデータの移行を行うこととし、総括管理責任者が設置目的の遂行上必要と認める限度までとする。

- (1) 記録された交通事故及びトラブル等のデータを証拠として保全する必要がある場合
- (2) 犯罪捜査又は事故調査の目的により、データの提供の要請を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総括管理責任者及び管理責任者が、特に必要と認めた場合

(データの適正管理)

**第9条** データの取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 加工することなく撮影時の状態のままにしておくこと。
- (2) 総括管理責任者、管理責任者及び操作担当者以外の者に、データの検索、閲覧、複製及び持ち出しをさせてはならない。
- (3) 電磁的記録媒体等にパスワード等の設定をし、漏えい、滅失、損傷、改ざん及び不正利用を防止すること。
- (4) ドライブレコーダー本体から取り外した電磁的記録媒体は、鍵のかかる場所に保管すること。
- (5) データは、総括管理責任者又は管理責任者が指定するパーソナルコンピューターのみで保存するものとする。

(データの利用)

**第10条** データは、次に各号に定める場合を除き利用してはならない。

- (1) 交通事故又はトラブル等の事実関係及び事故原因を究明する場合
- (2) 一宮市職員交通事故対策協議会から提出要請があった場合
- (3) 職員の交通安全啓発その他交通安全対策に活用する場合
- (4) 安全運転意識及び運転マナー向上のため、運行状況を検査する場合
- (5) 次条の規定に基づき、外部へ提供する場合

(データの外部への提供)

**第11条** データは、次の各号に定める場合を除き、外部に提供してはならない。

- (1) 交通事故又はトラブル等の事実関係及び原因を確定するため、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関へ提供するとき。
- (2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定に基づき、捜査機関から犯罪捜査を目的として、文書により提供を求められたとき。
- (3) 法令に基づき文書により提供を求められたとき。
- (4) 協定書に基づき、一宮警察署から情報提供の依頼があったとき。

(データの扱い)

**第12条** 第8条ただし書及び第11条の規定に基づいてデータを保存することにより、職員が組織的に利用し、又は組織的に用いるものとして保有するデータは、一宮市個人情報保護条例(平成12年一宮市条例第3号)第2条第3号の保有個人情報又は一宮市情報公開条例(平成12年一宮市条例第33号)の第2条第2項の行政文書として取り扱う。

(個人情報保護への対応)

**第13条** 総括管理責任者、管理責任者及び操作担当者は、一宮市個人情報保護条例及び一宮市情報セキュリティポリシーを遵守し、管理するデータについて適切な措置を講ずるものとする。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、業務上必要となる事項は、各管理責任者が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

市長

職名	該当職員	所管車両
総括管理責任者	財務部資産経営課長	
管理責任者	財務部資産経営課長	財務部資産経営課所管車両
	環境部収集業務課長	環境部収集業務課所管車両
	消防本部総務課長	非常備消防車両
	一宮消防署管理課長	常備消防車両

上下水道部

職名	該当職員	所管車両
総括管理責任者	上下水道部経営総務課長	
管理責任者	上下水道部施設保全課長	上下水道部所管車両

病院事業部

職名	該当職員	所管車両
総括管理責任者	病院事業部経営企画課長	
管理責任者	病院事業部市民病院事務局管理課長	市民病院所管車両
	病院事業部木曾川市民病院事務局業務課長	木曾川市民病院所管車両